

佐賀県選挙管理委員会告示63号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月11日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

第4号様式の備考の一を削り、同備考の二中「焼印」の下に「又は刷込み式」を加え、同備考の二を同備考の一とし、同備考の三を同備考の二とし、同備考の四を同備考の三とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。